

平成 29 年 10 月 23 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
 東京都中央区日本橋二丁目1番3号
 One リート投資法人
 代表者 執行役員 橋本 幸治
 (コード番号：3290)

資産運用会社
 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ
 代表者 代表取締役社長 橋本 幸治
 問合せ先 経営管理部長 秋元 武
 TEL：03-3242-7155

資金の借入れ（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

Oneリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が、平成29年10月11日付「資金の借入れ及び既存借入金の期限前返済に関するお知らせ」にて公表しました資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）に関し、金利が決定しましたのでお知らせいたします。また、本借入れに関し、金利スワップ契約（以下「本金利スワップ契約」といいます。）を締結しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 金利の決定

契約番号	借入先	借入金額 (百万円)	適用金利 ^(注1)	借入日	返済期日
0018	みずほ信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社あおぞら銀行 株式会社三重銀行 株式会社福岡銀行	4,000	0.44636% (変動金利)	平成 29 年 10 月 25 日	平成 32 年 9 月 7 日
0019	みずほ信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社あおぞら銀行 株式会社三重銀行 株式会社福岡銀行	6,000	0.49636% ^(注2) (変動金利)		平成 33 年 9 月 7 日
0020	みずほ信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社あおぞら銀行 株式会社三重銀行 株式会社福岡銀行	6,000	0.54636% ^(注2) (変動金利)		平成 34 年 9 月 7 日

(注1) 平成 29 年 10 月 25 日から平成 29 年 11 月 30 日までの適用金利です（平成 29 年 10 月 23 日現在の全銀協 2 ヶ月物日本円 TIBOR は 0.04636%です。）。2 回目以降の各利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月物日本円 TIBOR になります。全銀協の日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認

いただけます。

(注2) 契約番号 0019 及び 0020 の適用金利は金利スワップ契約の締結により実質的に固定化されます。金利スワップ契約の内容については、後記「2. 本金利スワップ契約」をご参照ください。

なお、上記借入金の概要については、平成29年10月11日付「資金の借入れ及び既存借入金の期限前返済に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本金利スワップ契約

(1) 本金利スワップ契約締結の理由

契約番号 0019 及び 0020 の借入金について金利変動リスクを回避するため。

(2) 金利スワップ契約の内容

対象借入金	相手先	想定元本(百万円)	金利(注1・2)	開始日	終了日	金利支払日
契約番号 0019	野村証券株式会社	6,000	固定支払金利: 0.56720% 変動受取金利: 基準金利(全銀協 1ヶ月物日本円 TIBOR) +0.45%	平成 29 年 10 月 25 日	平成 33 年 9 月 7 日	平成 29 年 11 月 30 日を初回とし、以降毎月末日及び最終支払期日(同日が営業日でない場合は翌営業日)
契約番号 0020	株式会社みずほ銀行(注3)	6,000	固定支払金利: 0.62750% 変動受取金利: 基準金利(全銀協 1ヶ月物日本円 TIBOR) +0.50%	平成 29 年 10 月 25 日	平成 34 年 9 月 7 日	平成 29 年 11 月 30 日を初回とし、以降毎月末日及び最終支払期日(同日が営業日でない場合は翌営業日)

(注1) 「変動受取金利」の基準金利については、初回が2ヶ月物日本円 TIBOR、2回目以降が1ヶ月物日本円 TIBORになります。

(注2) 本金利スワップ契約の締結により、契約番号 0019 及び 0020 の適用金利は、それぞれ 0.56720%、0.62750%で実質的に固定化されます。

(注3) 投資信託及び投資法人に関する法律上の「利害関係人等」との取引及び株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ(以下「本資産運用会社」といいます。)の利害関係者取引規程に定める「利害関係者取引」に該当するため、本投資法人及び本資産運用会社の社内規程に従い、所定の手続きを経て意思決定を行っています。

3. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れ及び本金利スワップ契約により、平成 29 年 5 月 30 日に提出した第 7 期(平成 29 年 2 月期)有価証券報告書記載の「投資リスク」の内容に変更は生じません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.one-reit.com/>

<ご参考>本借入れ後の借入金一覧

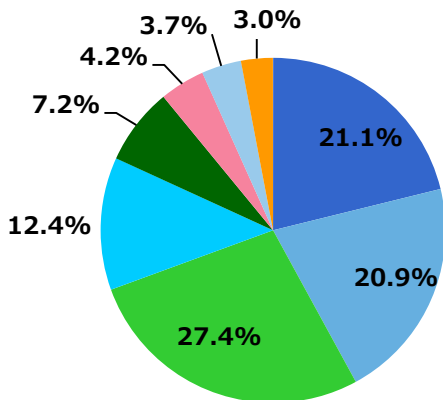
①返済期限別借入金残高

区分 (注1)	借入先	残高 (百万円)	利率 (固定・変動) (注2)	返済期限
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、新生銀行、りそな銀行、三重銀行、福岡銀行	5,925	0.58096% (固定)	平成31年9月7日
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、新生銀行、りそな銀行	8,149	0.58096% (固定)	平成31年9月7日
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、新生銀行、りそな銀行、三重銀行、福岡銀行	1,975	0.69593% (固定)	平成32年9月7日
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、新生銀行、りそな銀行	8,149	0.69593% (固定)	平成32年9月7日
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、あおぞら銀行、三重銀行、福岡銀行	4,000	0.44636% (変動)	平成32年9月7日
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、あおぞら銀行、三重銀行、福岡銀行	6,000	0.56720% (固定)	平成33年9月7日
長期	みずほ信託銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、あおぞら銀行、三重銀行、福岡銀行	6,000	0.62750% (固定)	平成34年9月7日
合計		40,198		

(注1) 平成29年10月25日時点を基準として、「短期」は返済期限までの期間が1年以内のものをいい、「長期」は返済期限までの期間が1年超のものをいいます。

(注2) 金利スワップにより実質的に金利が固定化される借入金についても「固定」と記載し、金利スワップによる実質固定化後の利率を記載しています。また、変動金利については、平成29年10月25日現在の適用金利を記載しています。

②金融機関別借入金残高



(百万円)	
みずほ信託銀行	8,498
みずほ銀行	8,400
三井住友銀行	11,000
新生銀行	5,000
りそな銀行	2,900
三重銀行	1,700
あおぞら銀行	1,500
福岡銀行	1,200
合計	40,198